

2017年6月27日
株式会社 千葉興業銀行

投資信託取引における「収益分配金」ならびに「解約代金」に関するお取扱い変更のお知らせ

千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、このたびお客さまサービス向上のため、投資信託における取引を下記の通り一部変更いたします。

記

1. 「収益分配金」のお支払日の変更

投資信託受益権にかかる「収益分配金」のお支払日につきまして、決算日から起算して5営業日目にお支払しておりましたが、決算日の翌営業日のお支払に変更になります。

※平成29年7月3日（月）以降に決算日を迎える投資信託から順次変更いたします。

2. 「収益分配金」・「解約代金」ご入金時の通帳摘要の変更

「収益分配金」および投資信託の「解約代金」ご入金時の通帳摘要につきまして、一律「トウシシンタク」と表示しておりましたが、「銘柄名の略称」に変更になります。

※「収益分配金」につきましては、平成29年7月3日（月）以降に決算日を迎える投資信託から順次変更いたします。

※「解約代金」につきましては、平成29年7月3日（月）に受渡日を迎える投資信託から順次変更いたします。

当行は、今後もお客さまの利便性向上のため、よりよいサービスの提供に努めて参ります。

以上